

1次審査票(参加資格要件)

社

【「○」は満たしている 「×」は満たしていない】
※1つでも「×」がある場合は、2次審査へは進めない。

	東京都板橋区競争入札参加資格(東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる物品買入れ等競争入札参加資格取得者)を有している。
	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない。
	東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱(平成17年3月31日区長決定)による指名停止を受けていない。
	参加者又はその役員等が以下の項目に該当しない。 ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)による暴力団員等である場合又は暴力団員等が経営に事実上参加している イ 暴力団員等を雇用している ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している
	提出された書類の記載事項に虚偽がない。
	見積金額が各年度の契約上限金額の範囲内である。

別表1-2

審査項目		審査基準		配点	評価点
I 経営状況	経営状況	健全で安定的な経営活動をしているか評価する。 初期点を3点とし、評価内容で点数を増減する。 ※加点が+3点以上の場合:最大5点満点 減点が-3点以上の場合:最小1点 財務分析に係る用語及び数値基準の詳細は、別紙「(参考)財務分析」を参照		5点	
	貸借対照表	・1期でも債務超過がある場合、他項目に関係なく評価は1点止まり。 ・流動比率が直近3期で130%以上の場合:+1点 ・自己資本比率が直近3期で40%以上の場合:+1点 ・固定比率が直近3期で100%以下の場合:+1点			
	損益計算書	・経常利益が直近3期のうち1期でも赤字の場合:-1点 ・直近3期のうち、対前年比年間売上額増減30%超えがある場合:-1点			
	営業CF計算書	・直近3期でプラスの場合:+1点			
	納税証明書	直近1年分未提出の場合:-5点			
II 所在地	所在地	本社又は支店が板橋区内であるか。 ・本社が板橋区内である場合:5点 ・支店が板橋区内である場合:3点 ・区外事業者:0点		5点	
III 技術者の技術力と実施体制	資格要件	以下2項目について、それぞれ評価点を算出し、2項目の平均点で評価する(小数点以下四捨五入)。		5点	
	技術者保有資格	担当技術者(代理人)の保有する資格について評価する。初期1点(最大5点)。 ①技術士(都市及び地方計画):+2点 ②再開発プランナー・1級建築士:1つにつき+1点 ③その他本業務において有効と認められる資格:1つにつき+1点 ④主任技術者、その他担当技術者の中に技術士(都市及び地方計画)の資格を持つ者がいる:+1点			
	手持業務量	担当技術者(代理人)の手持ち業務量について評価する。 手持ち業務なし:5点 手持ち業務1件:3点 手持ち業務2件以上:1点			
	業務遂行能力・実績	同種・類似業務の業務従事期間(経験年数)及び実績が十分であるかを評価する。 以下2項目について、それぞれ評価点を算出し、2項目の合計点で評価する。		10点	
	業務従事期間(経験年数)	担当技術者(代理人)の業務従事期間で評価する。 5点:主任技師経験5年以上(技師長程度) 4点:18年以上(主任技師程度)or技術士 3点:13年以上(技師A程度) 2点:8年以上(技師B程度) 1点:8年未満(技師C・技術員程度) ※同種業務のみの経験年数で評価する。			
	同種・類似事業の実績	担当技術者(代理人)と主任技術者・その他担当技術者の同種・類似業務の実績件数により評価する。(最大5点) 重複案件は1件、代理人とその他技術者で重複する場合は、代理人の件数として数える。 特別区及び政令指定都市の区域内の案件に限る。 3件:3点 2件:2点 1件:1点 0件:0点 担当技術者(代理人)の業務が1件以上ある場合:2点加点			
	人員体制	業務実施体制における業務(役割)分担が明確で、かつ各業務の実施体制が十分であるかを評価する(最大5点)。 実施体制5人 :5点 実施体制4人 :4点 実施体制3人 :3点 実施体制2人 :2点 実施体制1人 :1点 ※業務実施体制に具体的な配慮事項があれば+1点		5点	
IV 見積額	見積額	各年度の見積金額を評価する。 令和6年度・令和7年度、令和8年度の評価点を算出し、平均点を評価点とする(小数点以下四捨五入)。 ただし、契約上限金額を超えている場合は評価しない。また、各年度の評価点は最大10点とする。		10点	
	令和6年度	10	×	$\frac{(56,840,000 - \text{見積金額})}{(56,840,000 - 45,472,000)}$	
	令和7年度	10	×	$\frac{(42,000,000 - \text{見積金額})}{(42,000,000 - 33,600,000)}$	
	令和8年度	10	×	$\frac{(13,200,000 - \text{見積金額})}{(13,200,000 - 10,560,000)}$	
小計		得点計		40点	

別表1-3

審査項目		審査基準	配点	評価点
提案説明書の内容	業務内容の理解	「高島平地域交流核形成まちづくりプラン」の方針や課題及び、仕様書の業務内容を踏まえた提案内容となっているか。 ※10点から1点の整数評価とする(10点満点)。 10点=大変優れている 8点=優れている 6点=普通 4点=やや劣る 2点=劣る	10点	
	独自性・創造性【重点】	提案内容には独自性や創造性が見受けられ、現状の仕様書と比べ、より効果的かつ効率的な事業実施が可能なものとなっているか。 ※10点から1点の整数評価(10点満点)で算出し、2倍したものを評価点とする。 10点=大変優れている 8点=優れている 6点=普通 4点=やや劣る 2点=劣る	20点	
	計画の実現性【重点】	示されたスケジュールには現状の仕様書の内容と提案内容が適切に反映されているとともに、適宜アウトプットの機会が設けられており、実現性の高い計画となっているか。 ※10点から1点の整数評価(10点満点)で算出し、2倍したものを評価点とする。 10点=大変優れている 8点=優れている 6点=普通 4点=やや劣る 2点=劣る	20点	
	提案説明書の表現力	提案説明書全体としての表現力・説得力があり、見(魅)やすく構成されているか(『見(魅)せる化』を評価する)。 ※10点から1点の整数評価とする(10点満点)。 10点=大変優れている 8点=優れている 6点=普通 4点=やや劣る 2点=劣る	10点	
	小計	得点計	60点	
合計	第一次審査得点 合計	100点		

別表2

審査項目		審査基準	配点	評価点
提案説明書のプレゼンテーション	(1)交通流動分析調査業務	○高島平地域のまちづくりを推進する上で、適切な調査箇所と調査方法、将来の土地利用計画を見据えた交通量推計、今後の交流核のまちづくりを見据えた調査結果の活用方法に対する提案となっているか ※10点から1点の整数評価(10点満点)で算出し、2倍したものを評価点とする。 10点=大変優れている 8点=優れている 6点=普通 4点=やや劣る 2点=劣る	10点	
	(2)都市再生整備計画等作成支援業務 【重点】	○交流核形成まちづくりプランを踏まえた計画作成と指標設定、新技術の活用など令和6年度に実施する業務と連動した指標の評価方法となっているか。 ※10点から1点の整数評価とする(10点満点)。 10点=大変優れている 8点=優れている 6点=普通 4点=やや劣る 2点=劣る	20点	
	(3)高島平地域まちづくりDX検討業務 【重点】	○高島平地域のまちづくりを推進する上で、金融ビッグデータを活用した新たなまちづくりの分析とまちづくりへの反映方法、金融データや新技術を活用した令和7年度以降の業務に対する提案を評価 ※10点から1点の整数評価とする(10点満点)。 10点=大変優れている 8点=優れている 6点=普通 4点=やや劣る 2点=劣る	20点	
	(4)駐車場地域ルール of 検討業務 【重点】	○高島平地域の特性を踏まえた地域ルール(付置義務台数、協力金の設定と活用方法)、3年間の地域ルールの策定プロセス、検討体制の構築及びメンバーの選定、令和6年度に実施する業務と連動した実態調査に対する提案が示されているか ※10点から1点の整数評価(10点満点)で算出し、2倍したものを評価点とする。 10点=大変優れている 8点=優れている 6点=普通 4点=やや劣る 2点=劣る	20点	
	(5)まちづくりに資する業務提案 【重点】	○上記(1)～(4)の業務を包括することによる業務の効率化、複数の業務を同時に検討する強みにより、高島平地域のまちづくりを推進する上で、更に必要と考えられる業務に対する提案があるか ※10点から1点の整数評価(10点満点)で算出し、2倍したものを評価点とする。 10点=大変優れている 8点=優れている 6点=普通 4点=やや劣る 2点=劣る	20点	
	(6)事業完遂に向けた3か年の詳細スケジュール	○示されたスケジュールには現状の仕様書の内容と提案内容が適切に反映されているか ○適宜アウトプットの機会が設けられており、実現性の高い計画となっているか ※10点から1点の整数評価とする(10点満点)。 10点=大変優れている 8点=優れている 6点=普通 4点=やや劣る 2点=劣る	10点	
小計		得点計	100点	
		第一次・第二次審査得点 合計	200点	